

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2021年9月 第1回訂正分)

株式会社ジィ・シィ企画

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2021年9月6日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2021年8月24日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集200,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2021年9月3日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し260,000株(引受人の買取引受による売出し200,000株・オーバーアロットメントによる売出し60,000株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、また、2021年8月31日付で訴訟を提起したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 上記とは別に、2021年8月24日開催の取締役会において、岡三証券株式会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2 【募集の方法】

2021年9月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2021年9月3日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(1,538.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「166,520,000」を「170,200,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「166,520,000」を「170,200,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(1,810円～1,890円)の平均価格(1,850円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は370,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2」を「1,538.50」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,810円以上1,890円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年9月14日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,538.50円)及び2021年9月14日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額(1,538.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「岡三証券株式会社144,000、みずほ証券株式会社20,000、ちばぎん証券株式会社8,000、いちよし証券株式会社8,000、株式会社SBI証券8,000、エイチ・エス証券株式会社4,000、水戸証券株式会社4,000、むさし証券株式会社4,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(2021年9月14日)に元引受契約を締結する予定であります。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額(円)」の欄：「333,040,000」を「340,400,000」に訂正。
「差引手取概算額(円)」の欄：「327,040,000」を「334,400,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,810円~1,890円)の平均価格(1,850円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額334,400千円については、「1 新規発行株式」の(注) 3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限102,120千円と合わせた手取概算額合計上限436,520千円について、事業拡大に向けて、設備投資及び人材採用費並びに残額を借入金返済として充当する予定であり、具体的な内容及び充当時期は以下のとおりであります。

①決済システムの能力増強、データセンター設備の容量拡大及びサービスレベルの向上を目的としたサーバー機器類、運用監視ソフトウェア、バックアップ設備、社内情報機器類並びに社内用基幹システムへの設備投資資金として、375,000千円(2022年6月期：220,000千円、2023年6月期：155,000千円)

②決済システムの機能強化や新機能の開発等を行うにあたり必要となる優秀な人材を確保するため、エンジニア、営業及びカスタマーサービス等の人材採用費34,000千円(2022年6月期：17,000千円、2023年6月期：17,000千円)

なお、各々の具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「362,000,000」を「370,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「362,000,000」を「370,000,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 売出価額の総額は、仮条件(1,810円～1,890円)の平均価格(1,850円)で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「108,600,000」を「111,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「108,600,000」を「111,000,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件(1,810円～1,890円)の平均価格(1,850円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である金子哲司(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年8月24日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式 60,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 60,000 株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき1,538.50円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	2021年10月22日(金)

(注) 割当価格は、2021年9月14日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1. の全文及び 2. の番号削除

第二部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

2 【事業等のリスク】

(3) その他のリスクについて

④ 訴訟等について

当社は、2021年6月2日に東京証券取引所から新規上場承認を受け、同日関東財務局に有価証券届出書を提出し受理されたものの、同月24日付で、株式会社モビリティ（以下「モビリティ」）の代理人弁護士より、当社を被告とする旨の特許権侵害に基づく損害賠償請求を提起したとの通知を同月25日に受けたため、有価証券届出書の取下げを行い、新規上場のための手続きを一旦中止しました。

なお、当該訴訟は2021年7月8日に取下げられましたが、モビリティ及びモビリティ・エックス株式会社（以下「モビリティ・エックス」といい、モビリティと併せて「原告ら」といいます。）より、2021年7月12日付で当社を被告とする旨の特許権侵害に基づく損害賠償請求の提起を受け、2021年8月4日に、その訴状を受理しております。

これは、当社の販売する決済端末（VEGA3000）を利用した決済システム（CARD CREW PLUS）（以下「当該製品」）がモビリティの特許権及びモビリティ・エックスの当該特許権の専用実施権を侵害することによって損害を被ったとして、当社を被告として、原告らそれぞれに対し損害賠償として算定される額493,880千円の一部である5,000千円（合計10,000千円）の支払いを請求する旨の損害賠償請求訴訟が裁判所へ提起されたものであります。

当社は、当社の販売する当該製品に原告らの主張するような特許権侵害はなく原告らの請求には理由がないものと考えており、特許権に知見を有する弁護士・弁理士に依頼の上、裁判上で請求の棄却を求めて争う方針であります。しかしながら、当社の損害賠償責任等が認められた場合には、当社の事業や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、上述のように当社を被告とする旨の特許権侵害に基づく損害賠償請求を提起したとの通知を2021年6月25日に受けたため、2021年7月7日に予定していた新規上場の延期を余儀なくされました。このため、2021年8月31日にモビリティ及び同社の代表取締役に対して、不正競争防止法に基づき、東京地方裁判所に損害賠償請求事件として訴訟を提起しました。

<以下省略>